

杉並区におけるケアマネジメントに関する基本方針

令和6年4月

杉並区の高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）頃にはピークを迎えることが見込まれます。

こうした中で、今後とも、区民が要支援・要介護の状態になっても、重度化を防止するとともに、自分らしい生活を継続することができるように支援することが重要です。そのためには、一人ひとりの尊厳を尊重し、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活全般を支える体制を整え、自立支援等の実現に向けたケアマネジメントが大きな役割を担うこととなります。

これらのことを踏まえ、当区におけるケアマネジメントに関する基本方針を以下のとおり定め、介護支援専門員等と共有するとともに、介護支援事業所等と区が共にケアマネジメントの質を高める取組に努めながら、円滑かつ適切なケアマネジメントを推進していくこととします。

1 ケアマネジメントの基本方針

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止を推進します

介護支援専門員等は、区民が要介護状態となった場合においても、生活上の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮してケアマネジメントを行います。

(2) サービスの総合的かつ効果的・効率的な提供に努めます

介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自身の選択に基づくサービスを提供します。その際、介護保険サービス及び介護保険サービス以外の保健医療及び福祉サービス等に加え、地域住民による見守り等の生活支援が、多様な事業者等から総合的に提供されるよう配慮してケアマネジメントを行います。また、利用者の要求のままにサービスをケアプランに位置付けるのではなく、利用者の課題分析結果や科学的介護情報システム（LIFE）の分析結果等を踏まえ、介護予防・重度化防止に資する適切なサービス量やサービスを選択するとともに利用するサービスが効果的・効率的に提供されるよう配慮して行います。

(3) 利用者本位で公正中立な支援を実施します

介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、ケアマネジメントを行います。その際には、日常生活や社会生活等において利用者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、利用者の意思を可能な限り丁寧にくみ取ります。

また、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

(4) 関係機関との連携、社会資源の活用を図ります

介護支援専門員等は、認知症・一人暮らし・高齢障害者等、高齢者の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援を実施します。そのために、区、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者及び医療機関等の専門多職種との密接な連携を図ります。

また、介護支援専門員等は、介護保険サービス以外の保健医療及び福祉サービス等に加え、生活支援サービス等地域の多様な社会資源を有効に活用します。さらに、日常生活全般を支援する上で、地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、地域で利用可能な社会資源を把握し、利用者のニーズに合わせたサービス体制を構築するよう区と連携して関係機関等に働きかけます。

2 ケアマネジメントの質を高めるための取組

ケアマネジメントの質をより一層高めることができるよう、介護支援専門員等及び区は、以下のとおり相互に協力しながら取り組みます。

(1) 介護支援専門員等

- ① 介護支援専門員等は、「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」等を活用しケアプランの自己点検を実施し、自立支援・重度化防止の視点でケアマネジメントが行えているか等の振り返りを定期的実施します。
- ② ケアマネジメントに関する研修会等を通じて、自身の資質の向上に努めます。
- ③ 多職種・多分野と連携・協働する機会を持ち、主体的に参画します。

(2) 杉並区

- ① 運営指導、集団指導、ケアプランの点検、給付実績を活用した指導等を通じて、介護支援専門員等への支援を実施します。
- ② 介護支援専門員等に対する研修会等を開催し、学びと気づきの機会と場を提供します。
- ③ 多職種・多分野との連携・協働の体制づくりを構築するとともに、地域の多様な社会資源に関する情報を集約して共有を図ります。
- ④ 地域（職能）団体との連携を図るとともに、その活動を支援します。